

令和4年9月15日
(令和4年11月10日更新)

商品先物取引業者に対する行政処分の取消しについて

農林水産省及び経済産業省は、株式会社さくらインベスト（法人番号：4130001048955 本社：大阪府大阪市）に対して、令和2年6月10日に商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）に基づく行政処分（許可の取消し等）を行いました。令和4年8月31日、同処分に対する取消請求事件において、下記のとおり処分を取り消す判決が出され、同年9月15日、判決が確定しました。

記

○判決によって取り消された処分の内容

- ① 法第236条第1項の規定に基づく許可の取消し
- ② 法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令（顧客の財産の返還について具体的な方策を策定し、これを確実に履行すること）

(令和4年11月10日更新)

農林水産省及び経済産業省は、当該行政処分のうち、以下について職権により取り消しました。

法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令

速やかに以下の措置を講じること。

- ・ 顧客に対し、今回の処分の内容を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。
- ・ 会社の財産を不当に費消しないこと。
- ・ これらの事項について、その実施状況を令和2年7月8日（水）までに書面で報告するとともに、以降、その全てが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

担当：経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課
03-3501-1511 (内線 4201)